学校法人追手門学院における懲戒処分の公表基準

2015年12月11日制定

1 目的

追手門学院(以下「学院」という。)における懲戒処分事案を公表することにより、学院運営の透明性を確保するとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2 公表の対象とする懲戒処分事案

学院の教職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1)職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職である懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち懲戒解雇である懲戒処分
- (3)前号までに該当しない懲戒処分のうち、社会的影響が大きい重大な事案
- 3 公表する内容

事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性に関する情報(所属、役職、年齢、性別等)を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として、公表するものとする。 ただし、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、別途の取扱いをすることがある。

4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合その他公表することが適当でないと認められる場合は、2及び3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しない。

- 5 公表の時期及び方法等
 - (1)公表の時期は、懲戒処分後、速やかに行う。
 - (2)公表の方法は、原則として、学内掲示及び学院のホームページ等への掲載により行う。 また、社会的影響が大きい事案など重大な事案については、記者会見を行うなど広く公表する場合がある。
 - (3)公表の期間は、原則として1か月とする。
- 6 基準の改廃

この基準の改廃は、常任理事会が行う。

附則

この基準は、2016年1月1日から施行する。